

III-1 関係者、支援者や学校などとの 機関との連携やネットワークの構築と活用

本稿では、連携、ネットワーク、連帯という三種のつながりを、それぞれ異なる意味で用います。連携は、それぞれの団体がそれぞれに閉じながらつながりあう状態です。ネットワークは、それぞれの団体がそれぞれ開きあいながら、つながり合う状態にあります。そして、連帯は、複数の団体から成る団体です。

こうした状況について考えるとき、ポイントとなるのは、「自分たち」をどのようにイメージするかです。自分たちを「狭く」イメージすれば、自分たち「以外」が多くなり、「自対他」の「連携」が図られるでしょう。

一方、自分たちを「広く」イメージすれば、(いまだつながっていない人々も含めて)自分たちをも含む、相互浸透型の「ネットワーク」がイメージされます。有機的な「連携」といってもよいのではないのでしょうか。

連携を選択するかネットワークを選択するかの違いは、「自分たち」が、自分たちをどうイメージするだけではなく、「他」の主体が、それぞれをどのようにイメージするかに影響を受けます。「他」の主体が、自らを「狭く」定義していれば、それぞれの主体が切り離されたままのつながり、すなわち、「連携」を選択せざるを得ません。一方で、「他」の主体が、自らを「広く」定義していれば、自団体と他団体が相互浸透したつながり、すなわち、ネットワークを選択することができます。つまり、連携かネットワークかという問いは、各団体の自己定義に依存するのです。

ここで提出した自己イメージの「狭さ」や「広さ」という概念は、実は、組織境界の「堅さ」と「緩さ」のことです。組織境界が堅ければ、連携が選択され、緩ければネットワークが選択されます。ここで私たちに問われているのは、どのようにどこまで組織境界を浸透し合っていくのか、それは、日々の実践課題であり、同時に、そのような課題に向かっていく際の、自己イメージの問題であるのです。現実には、連携とネットワークは、浸透度がグラデーションで異なるだけで、「よい連携」を「ネットワーク」といってよいでしょう。

一方、連帯は、団体の連合体としての団体であり、レベルが、連携やネットワークより一段マクロになります。個々の主体のつながりというレベルを超えて、個々の団体のネットワークレベルでの利害の一致を前提としています。どのようにしてこのような利害の一致を見出し、不安定になりがちな「連帯」をいかに維持するかが課題となります。

これらのつながりをつくりだす考え方を以下に記していきます。

よりよい連携、つまり、ネットワークをつくるには

自団体の組織境界を緩くする

自団体の組織境界をもっとも緩くする方法は、メンバーシップ自体を緩く定義するという事です。それには二つのあり方があります。

一つは、メンバーシップを厳格に定義しないということです。たとえば、事業を行う組織の場合、事業体で雇用をしている有償のメンバーのみをメンバーと定義するのではなく、事業体とともに活動しているボランティアも含めて、メンバーと定義するという事です。この場合は、むしろ、ボランティア団体が有償のメンバーを雇用していると、自団体を定義することもできます。このような組織境界の設計は、組織が、ある意味、市民社会そのものに浸透していくこと、さらにいえば、市民社会そのものと化していくことを可能とします。

もう一つは、メンバーシップの重複を積極的に認めるということです。つまり、特定の個人がたった一つの組織に属するのではなく、複数(二つ以上)の組織に属したり、異なる立場に立ったりすることを積極的に進めていくということです。この場合、特定の個人が複数の組織に雇用されるということも考えられますが、それには、限られません。すなわち、ある組織においては有償であるが、他の組織においては無償という状況もそうです(なお、このように、個人がボランティアとして複数の組織をまたぐという状況は、上記のメンバーシップを厳格に定義せず、一つの組織がボランティアをもメンバーとして含むという状況とも一致します)。この個人が属する(いくつかの)組織の利害が一致するとは限りませんが、こうした個人が「橋渡し」役、コーディネーター役

を担うことで、組織間の連帯がより形成しやすくなります。社会全体でみれば、このように、多くの人が複数の組織を交差する社会のほうが、冗長性が高く、よりレジリエントであるともいえます。

以上、二つの方法を挙げましたが、この二つの方法は、子ども・若者支援という観点でとても本質的なものです。その理由は二つあります。ひとつは、子ども・若者とかかわる最前線は、家族であり地域の人々であり、いわゆる専門家ではないからです。子ども・若者は、日々の暮らしで育まれます。その意味で、子ども・若者と地続きの組織をつくるということです。また、そうした市民は、専門家以上に、子ども食堂や子ども会、PTAなど、いくつもの組織に属していることが少なくありません。もう一つは、子ども・若者を主体として位置付けられるということです。そもそも、子ども・若者は特定の組織だけに属しているわけではありません。暮らしの中で、学校、習い事、余暇活動など、多様な組織に属しています。つまり、子ども・若者自身が橋渡し役なのです。また、子ども・若者が有償スタッフとなることは考えにくいとは思いますが、組織の中核に、無償の子ども・若者を位置づけることはできます。この場合、子ども・若者を被支援者という客体ではなく、主体として位置付けることが可能となります。このような位置づけは、子ども(や若者)の権利という観点から重要です。

上記のように、組織境界が緩いという点では、ボランティア組織が一番優れているということになります。とはいえ、一人ひとりの時間的資源に限られている中、参加している人々の意欲にのみ活動性を依存するボランティア組織を運営するには一定のコツがあります。シンプルに言えば、ボランティアの数と、お互いのつながりと活躍の場を増やすということです。ボランティアの活動を増やすことは、自分たちの活動が成長しているという実感と自分たちの活動が社会に必要とされているという感覚を増します。お互いのつながりを増やすことは、困りごとや強みの共有や、それをもとにしたアイデアや企画の創発につながり、これを実現していくことで、地域やボランティア相互の困りごとの解決という活躍の場を増やすこととなります。活躍の場が増えれば、また、さらに、新しいボランティアの参加が促されます。ボランティア組織とは、こうやって自己増殖を繰り返す組織なのです。

他団体の組織境界を超える

他団体の組織境界を超えるとは、他団体の組織境界を越えて浸透するということです。そのために行えることをいくつかあげてみましょう。一つは、ごく当たり前のことですが、接点(出会う切り口)を持つことです。シンプルなことですが、日ごろから絶えず声をかけることです。用事がなくても声をかけ、お互いに相談ごとがあれば一緒に解決しようと声をかけたり、先方の活動に参加したり、自団体の活動に誘ったりするのもよいでしょう。こちらから積極的にアプローチして、組織境界を超えていくということです。こうした接触を通じて、困りごとという切り口を発見していくことも大事です。たとえば、丁寧に、公民館など地域の組織を回ることで地域の困りごとを知ることもできれば、行政であれば自団体のもっている課題(たとえば、チラシをいかに配架するか)を伝えてみたり、話題になっている社会課題を投げかけてみたり、行政しか持っていない情報(たとえば、所得ゼロの世帯の人数)などを出してもらうことも、民生委員、区長会、商工会などの地域の組織につないでもらうことも、接点となります。大事なのは、待ちの姿勢にならずに、こちらから能動的に働きかけ、出会いをつくりだしていくことです。同じ分野で活動している団体は複数あるので、やりやすい団体とだけやらないことも大事です。特定のところでだけつながらないようにすることで、地域をカバーするネットワークが形成されるのです。

また一つは、協力すること、お互いの強みをよく知り組み合わせるということです。まずは、自団体のできることを伝えることから始まります。その上で、他団体の強みを知り、お互いの強みを組み合わせる、頼まれごとは断らない、その上で、お願いごともします。そうやって、自分の団体だけではやらないという原則を持ち、相互尊重・相互依存の関係をつくりだしていくことが必要です。お互いに団体と団体の隙間を埋めていくとも言えるでしょう。このような協力をするとき大切なのは、お互いが明確な線引きをしないこと、別の言い方をすると、関わりに糊しろをもうけるということです。お互いが重なり合う領域をあえてつくりだしていったら、協力をデザインするためには、ひとつ工夫がいきます。それは、初めから一緒に動くという既成事実をつくってしまうということです。自分たちでできることであっても、(意図的に)一緒に解決しようとしましょう。このプロセスにおいて、できないこと・できることを知り合い、「こんなことはできないかな。どこならできるかな。」とちょっと無理なことも持ち込みながら、一緒に悩むのです。

もう、一つは、協力をグレードアップし、コーディネートするということです。シンプルには、(定例ではなく)困りごとが発生するたびに、現場レベルで小さなミーティング(人が対象であれば、ケース会議)を開くことです。一度に同じテーブルに着くことで、一度に多方向からの動きをつくりだせるので、スピードが速く、無駄な動きが少なくて済みます。その場でつなぎをもらえば、すぐに動き出せます。この際、大切なのは、関係している機関であれば、健康福祉・児相、教育、医療などの人を対象とする機関に限らず、たとえば、住宅、水道、警察、さらには、民間など、すべての機関に席に着いてもらうことです(どの機関に来ていただくかは案件によります)。そして、自団

体が招集する立場にない場合には、他団体に主導権を持ってもらって、さまざまな機関を同時に動かしてもらうのも大切です。ここまでできれば、自団体が直接絡まないコーディネーターも可能となるでしょう。つまり、当初は仲介役になることがあるとしても、自団体抜きで、関係する団体だけで連携してものごとを進めて行けることができるようになるのです。行政機関同士であっても、連携してもらうことが大切です。

さらに一つは、組織境界自体を溶かすということです。その基本は、個人としてのパーソナルなつながりをつくるということです。先方の団体のメンバーの好きなこと、好きなもの、好きな場所などを把握しながら、個人としてつながり、困ったときに顔が浮かぶ、分からないことをすぐに聞ける関係をつくっていきます。このような関係は、一歩進めば、上記の「自団体の組織境界を緩くする」の二番目「メンバーシップの重複を積極的に認める」ということになります。つまり、「個人的に」共感してもらい、自団体にも（たとえば、ボランティアとして）「個人として」加入してもらうということです。つまり、自団体の組織境界が緩ければ緩いほど、相手の団体の組織境界も溶かすことがより容易となるのです。

ところで、特殊な「連携」関係として議論しておくべきなのは、委託元と委託先の関係、たとえば、委託元の行政と委託先の事業体の関係でしょう。こうした、委託-受託関係は、いわゆる、プリンパル-エージェント関係であり、容易に、一方的なお任せ関係が生じやすくなります。任せ側（プリンパル）は、その業務が「分からない」から任せ側という理屈で、現場で起きていること（プロセス）に興味を失い、結果（アウトカム）だけに責任を求めるということになりがちです。このようなプリンパル-エージェント関係においては、この関係が持つ弱点を、委託側も受託側もよく知り、プロセスを共有しながら、健全にPDCAが回るような制度設計をすることが大切です。たとえば、受託側に数字だけではなく、事故やトラブルを含め現場で起きているできごとを伝えることを求め、一方、委託側が数字だけを求めて、アウトカムだけで現場をコントロールすることのないようにあらかじめ定めておくということです。

連帯をつくるには

自団体と他団体がつながるといった団体間の連携のレベルを超えて、いくつもの団体が共通の利害を見出し、協働行動をとるのが「連帯」です。連帯を形成するにあたっては、連帯を形成することで、達成しようとしている課題が明確化され、そのために、お互いの資源を出し合うという合意が必要となります。当然のことながら、団体間には、規模や社会的権威、パワーなどに差異があり、連帯を形成するにあたってはこれらを調整するメカニズムについての合意が必要です。連帯が形成されるのは、たとえば、子どもの権利に関する条例の制定を求めて関心のある団体が協働する、生活の苦しい家庭の子どもの支援に関心がある団体が協働するなど、多様な場合があります。

こうした連帯を形成していくためのきっかけの一つは、いわゆる「ネットワーク会議」ですが、ネットワーク会議を機能させるのは必ずしも簡単ではなく、さまざまな工夫が必要です。もっとも大切なのは、単なる会議に終わらず、ネットワーク会議から、具体的な動きをつくり出すということです。そのための工夫のひとつは、実際の行動につながるグループワークなどを行うことです。どんなサポート（人、団体、つながり）があったらいいかを考え「今現実には抱えている課題・問題点」を出し合ったうえで、みんなの知恵を出し合ってこんなふうにはやってみたらどうかという「解決策・改善点の提案」を行い、「解決策・改善策の最初の一步に何をするか」を話し合うといったグループワークです。実際、筆者の関わる団体が主催するネットワーク会議では、体験型活動団体が通信制高校にプログラム提供したり、就労支援団体が通信制高校で授業をしたり、電話一本での相談ができるようになったりといった成果が生まれています。もうひとつは、ネットワーク会議に合わせて、具体的な行動をしてしまうことです。たとえば、午前に上述のグループワークを行ったうえで、午後に合同相談会を行うといった工夫です。上述のようなグループワークを伏線として張っておくと、合同相談会において複数の団体で話を聞く、その場でただちに他団体につながるといった動きが生じてきます。

このようなプロセスを経て、その連帯が名前を持ち、団体を束ねた「団体」として、アイデンティフィケーションの対象となったときに、団体間の連帯は始めて形成されたといえるのです。

何のための連携、ネットワーク、連帯か： 本人の尊重

こうしたすべてのつながりは、本人のためであるにもかかわらず、かえって、本人の（意思の）尊重につながらないことは少なくありません。それは、なぜでしょうか。それは、本人が主役であるにもかかわらず、それぞれの団体が主導権争いをして、本人の「取り合い」をしてしまうからなのです。

このような対話の進め方の一つに「未来語りのダイアログ(anticipation dialogue)」があります。ヤーコ・セイックラ、トム・アーンキル著『開かれた対話と未来』(医学書院)に紹介されています。

ここで大事なのは、何のためのつながりかをきちんと意識することです。つながりの意義は、それぞれの団体の得意なところを組み合わせることにあります。つまり、それぞれの強みの違いを活かして、本人にとっての選択肢を増やし、本人の意思決定を促進することが目的なのです。本人が先につながったのが自団体の場合、他団体につながることで意思決定がしやすくなるということ、逆に、先につながったのが他団体の場合、自団体につながることで意思決定がしやすくなるのが大事なことです。

つまり、ここで最大化しようとしているのは、本人の自由であり、連携、ネットワーク、そして、連帯はそのための仕掛けなのです。

III-2 児童虐待等の早期発見、ならびに 児童相談所等の関係機関と連携した対応

1 児童虐待とは

親または養育者が、子どもに対して身体的暴力、または精神的苦痛を繰り返し与え、その結果、子どもの心身にわたる健康や福祉が損なわれることを児童虐待といます。2017年度は、児童相談所における児童虐待に対応は、133,778件の過去最多となりました。主たる虐待者は、実母が46.9%と最も多く、ついで、実父が40.7%を占めました。実母自身が育児ノイローゼで悩んで虐待してしまったり、父親が子どもを虐待していることを知りつつも母親が止められなかったりするケースがよく見受けられます。

種類として、①身体的虐待、②ネグレクト、③性的虐待、④心理的虐待等があります。相談機関としては、児童相談所(子ども家庭相談センター)、保健所、児童精神科、要対協などがあります。児童虐待は、子ども自身の一次保護・治療・児童養護施設への措置だけではなく、養育者へのカウンセリングが必要になってきます。

2 児童虐待防止法について

「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)の公布・施行(2000年)により、児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)ならびに住民の通告義務等が定められ、その後の法改正を経て今日に至っています。

児童虐待は、第2条において、保護者(親、あるいは親にかわる養育者など)が子どもに対して行う以下の行為を指すとされています。

身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	たたく、ける、つねる、なぐる、激しく揺さぶる、振り回す、嘔む、しばる、水につける、火を押し付ける、首を絞めるなど
性的虐待	児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。	性的暴行、性関係の強要、ポルノの被写体とするなど
ネグレクト (養育の拒否や放置)	児童の心理の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置。保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待と同様の行為の放置。その他の保護者としての監護を著しく怠ること。	食べ物やミルクを与えない、衣服をかえない、学校に行かせない、危険な場所に放っておく、医者にみせない、家に閉じ込めるなど、愛人などの子への暴力を見逃ごしにするなど。
心理的虐待	児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な反応。児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力。その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行なうこと。	子どもの存在を無視する、おびえさせる、罵声をあびせる、ひどい言葉でなじる、むりじいするなど。子どものいるところで繰り返されるDV(ドメスティック・バイオレンス)。

とりわけ近年は、子どもの面前でのDVや暴言等による心理的虐待が多くを占めてきています¹。子どもの権利の観点から、児童虐待防止法の主な特徴は次の点です。

● 子どもの権利擁護

児童虐待が児童の「心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える」「人権の侵害」であり、「次世代育成の観点」からも「我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす」点(第1条)。「児童の保護」だけではなく「自立の支援」の重要性(第1条、第13条の2)。体罰の禁止(第14条)。

● 児童虐待の発生予防・早期発見

学校等における予防、早期発見の努力義務(第5条)。「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者」による通告(第6条)。

● 児童虐待発生時の迅速・的確な対応(第8条など)

● 社会的養育の充実・強化

里親制度の充実など、主に児童福祉法改正で対応。

¹ 児童相談所での虐待相談の内容別件数(2018年度速報値)：
身体的虐待40,256(25.2%)
性的虐待1,731(1.1%)
ネグレクト(養育の拒否や放置)29,474(18.4%)、
心理的虐待88,389(55.3%)
計159,850(100.0%)

● 親子の再統合

「児童虐待を行った保護者に対する指導」において、「親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導」の明記(第11条)。

2 早期発見と関係機関など間での連携について

本節で特に問題になるのは、早期発見と関係機関など間での連携です。対応にあたっては、子育てに関わるリスク要因に配慮する必要があります

子育てに関わる児童虐待のリスク要因

子ども側	乳児、未熟児、発達障害や知的、身体障害、育てにくさなど
保護者側	望まない妊娠・出産、若年の妊娠出産、精神障害、知的障害アルコールや薬物依存 など
養育環境 その他	経済的困窮や社会的孤立、未婚を含むひとり親家庭、離婚や再婚が繰り返される家庭、配偶者からの暴力(DV)、夫婦の不和、保護者の被虐待体験、妊娠届の遅さ、母子手帳の未交付、乳幼児健診の未受診 など

● 通告の義務について

児童虐待は、児童福祉法第25条に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、全ての国民に通告する義務が定められています。(当保護児童発見者の通告義務)

第25条は、平成16年の改正で「虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に変更されています。受けたと確信が持てなくても通告義務があるということです。

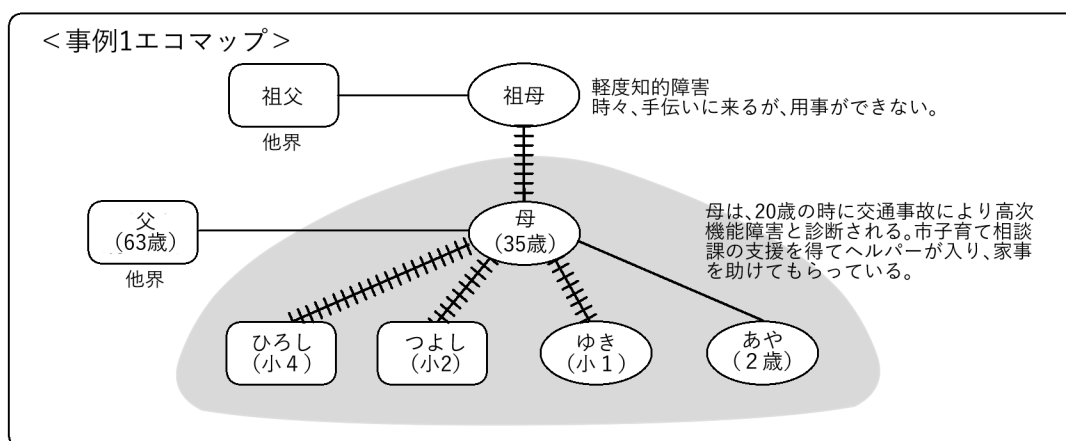
● 早期発見の義務

児童虐待を発見しやすい立場にある人や団体には、より積極的な児童虐待の早期発見及び通告や義務つけられています。学校、児童福祉施設、病院、その他の児童福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のあるものは、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければいけません。

具体的に、事例をもとに考えていきたいと思います。

(1) 事例1の概要（虐待：身体的虐待・ネグレクト）

- **家族構成** 母：無職 35才 父：享年63才(脳梗塞で死す) 長男ひろし：小4(10才)
次男つよし：小2(8才) 長女ゆき：小1(7才) 二女あや：2才
祖母(母方：56才(軽度の知的障害))



父親は、脳梗塞により、2年前に63才で亡くなりました。母親は、20才の頃、バイクの交通事故で脳を損傷し、高次脳機能障害という診断を受け、その後遺症から気分の不安定や短期記憶の障害がありました。そして、食事の用意・洗濯等家事全般に困難を抱えていたので、子育て支援課は、母親の家事の為にヘルパーを要請し、夕ご飯作り・掃除・洗濯の支援をしていました。しかし、ヘルパーが母親代わりに子どもたちの育児に関わることもよくありました。ヘルパーさんがいない時は、洗濯、朝食や休日の食事の用意が十分でなかったため、ネグレクトではないかとの見方も学校から出てきました。身近に相談相手がいないことから、子どもたちのケンカや、子どもたちが反抗してくるとつい虐待を繰り返してしまいました。叩いたり、暴言を吐いたりしてしまうと小学校の担任や教頭に電話をかけ、困っていることを訴え、学校から誰かが家庭に駆け付けないと収まらない状態がよくありました。そこで、関係団体によるケース会議が持たれることになりました。

(2) 支援の資源との連携

● 小学校との関係

母親は、困り事があると学校にやって来て相談を繰り返しました。学校の支援の範ちゅうを超えることができましたので、学校から、子育て支援課に相談をしました。洗濯の十分でない服装で学校に通ってきたり、宿題もほとんどやって来なかったり、学習準備物も充分でないことがありましたので、学校はそのたびに家庭訪問を繰り返し、子どもたちの世話をしたり、母親の相談にのったりしました。

● スクールカウンセラーによるカウンセリング（母親、ひろし、つよし、ゆき）

小学校のスクールカウンセラーが、母親へのカウンセリングを通して、子育てについての悩みや困り事について話を聞く機会を週に1回程度持ちました。また、子どもたちのカウンセリングの機会も週に1回程度持ちました。子どもたちには、アートセラピー(コラージュ療法)をしました。

● 子育て相談課

高次脳機能障害の母親の家事能力が問題となり、家庭にヘルパーさんが入り、夕ご飯作り・洗濯・掃除といった家事の手伝いを支援することになりました。子育て支援課にも母親からSOSの電話がかかってくることもあり、相談にのることがよくありました。

● 警察・県立総合病院

母親の強い叱責、そして暴力から逃げようとして、次男つよしを屋根に上ってしまい、パトカーが駆けつけて、つよしを屋根から助け降ろすことができました。又、つよしが、母親に対して、反抗したため、母親が、つよしの首を絞めつけ、首にけがをさせることができました。次の日、その経緯を知った、学校長が近くの県立病院につよしを連れて行き、首を絞められた跡を見せ虐待の診断を得、病院の医師と小学校から児童相談所に通告しました。

● 児童相談所（子ども家庭支援センター）

小学校からのネグレクトの疑いで通告を受けて、児童相談所の相談員は、家庭に入り、母親の相談にのるようになりましたが、自分の都合の悪いことを言われると殻に閉じこもり、相談員の電話にも出なくなることがありました。数回の拡大ケース会議に出席し話し合いに参加しました。首を絞めたことによる怪我により、医師と小学校からの通告を受け一次保護の措置を取りました。

● ケース会議

ネグレクトの問題(食事の用意、洗濯、学習)で、市子育て支援課・児童相談所・小学校・教育委員会が一堂に会してのケース会議が数回持たれ、家庭への支援等の方法について話し合われました。当初は、母親の生活の立て直し支援が、間接的に子どもたちへの支援に繋がるのではないかと話し合われました。しかし、母親のネグレクトや身体的虐待が目立ち始め、学校等が緊急に家庭訪問する場面が増えてきました。そんな状態の時に首を絞めるという一件が起こり、小学校・病院⇒児童相談所への通告から、4人の子どもたちの一次保護が決定し、保護されました。

(3) まとめ

児童虐待の背景には、子育て中の親、特に母親を取り巻く下記の背景があります。これらは、本節の冒頭でも指摘したリスク要因とも関連しています。

- 子育て不安……子どもの行動、発達の遅れへの不安。
- 生活上の様々なストレス……夫婦の不和。近隣とのトラブル。経済的不安定。
- 社会的孤立……話せる友人、子どもの世話を頼める人がいない。
- 自分自身の育ち方、親との関係についての問題

事例1の母親は、いずれにも該当し、母親自身の不安が強いです。夫の死によるワンオペ育児、無職による経済的不安定(生活保護を受けているが)、自身の健康不安(高次脳機能障害)、短期記憶障害により、家事手順が覚えられないので家事が進められない、実母にも助けを求められない、身近に相談できる人がいないので学校の担任に夜間電話がかけてしまう等、多くの不安がネグレクト・虐待の要因となっています。この事例は、近所からの児童虐待の通告が学校にあり、学校が家庭への支援を始めたことから、いろんな状況が分かってきました。支援を始めることにより、母親からのSOSが頻繁にあり、子育て支援課、児童相談所との連携に繋がった例です。この例は、学校・子育て支援課を中心に見守ってきましたが、身体的虐待が起こった時に病院からの通告を経て、一次保護、児童養護施設への措置という対応を取りました。結果、母親は精神的・身体的に落ち着き、親子共月一回の面接を楽しみに出来るようになりました。

なお、今回の事例は、母親の障がいによる子育て不安を取り上げました。

これ以外に母親の再婚後、継父による母親の連れ子への虐待があります。継父の継子への虐待は、厳しい躰けを課してしまう継父の心の問題がありました。「親のいうことは叩いてでもきかせる」という教育方針の元に突然親子関係になった継子に対して、自分の考えを押し付け、身体的虐待が生じました。また、継父自身が虐待を受けて育ってきたのでつい虐待を繰り返してしまうということでした。度重なる虐待事象に、実母は自分の子どもが殺されると思い、児童相談所に相談しました。子どもたち4人は、一次保護され、児童養護施設に措置されました。毎月の面会、児童相談所との面談の末、5年後、4人の継子たちは、実母と継父の元に返されましたが、やはり、虐待が繰り返されました。中学校からの要望で、継父と実母のカウンセリングを繰り返し、親子関係の改善がみられたこともありました。虐待を繰り返す、保護者は自身も虐待体験を持っていてカウンセリングを必要とします。

事例によっては、要保護児童対策地域協議会の対応が必要なケースもあります。

また、図1²の通り、自立した育児が可能な虐待ローリスクから生命の危険等の最重度虐待までのレベルの異なる事例への対応について、児童相談所と市区町村の役割が整理されているので参考にして下さい³。

² 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課(2013)『子ども虐待対応の手引き』(平成25年8月改正版)12頁

³ 近年の動向について参照：「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(2018(平成30)年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)

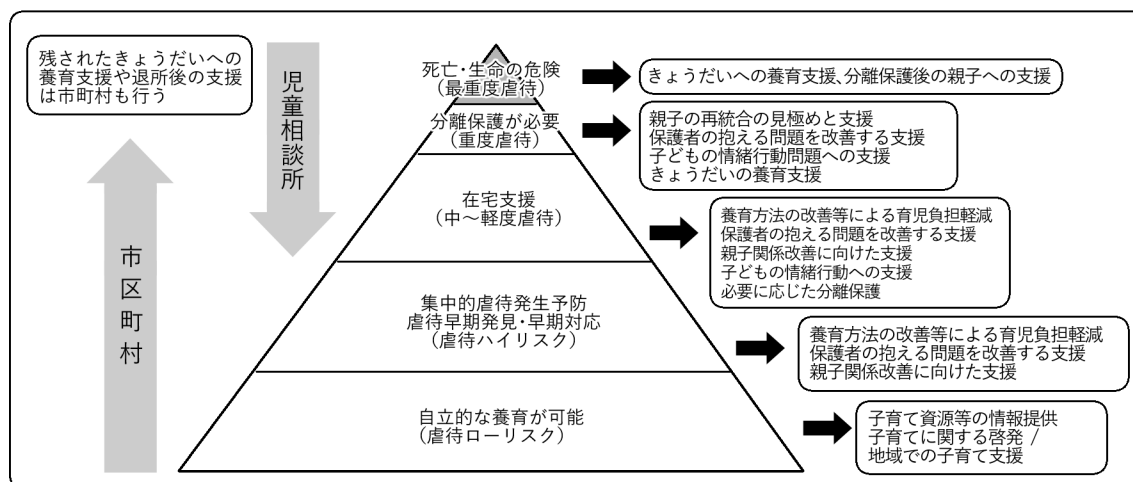


図1 虐待の重度等と対応内容及び児童相談所と市区町村の役割

3 連携する際の留意点

児童虐待のケースに関する課題を分析する際に、次の点について整理する必要があります。また、こうした整理をどこが中心になって行うかも重要です。事例1で示したエコマップなども活用した検討が求められます。

- 残されている、活用できる資源はいったい何なのか？ ● 良好な関係は、どこなのか？
- 家族関係のどこが課題なのか？ ● どこに解決の糸口があるのか？

また、次の点への配慮も重要です。

- 母親を始めとする保護者自身が子どもをどう育てたら良いのか分からない困り感が強い。
- 学校や保育施設は、家庭の状況や子育てに関わり切れないほどの状態になっていることが多い。
- 家庭内暴力など副次的な現象についての把握と対応を検討する必要がある。

母親自身への対応については、下記のガイドブックなどを参照してください。

奈良教育大学次世代教員養成センター 学校・地域支援領域(2019)『不登校の理解と対応ガイドブック—保護者編—』

III-3 事例検討会の実際

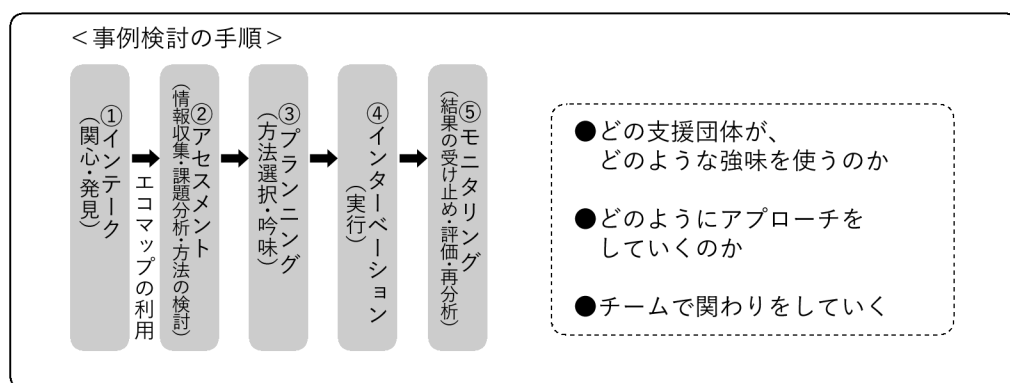
1 奈良教育大学で行っている事例検討会の実際

2017年から3年間、奈良教育大学の子ども若者支援専門職研究所では、『子ども・若者支援者養成セミナー』で事例検討を行っています。その事例検討の実際を記したいと思います。事例検討の内容は、ひきこもり(家庭内暴力)、不登校(発達障害の二次障害)、不登校(幼児期の虐待)、ひきこもり(家族支援との関係修復)等でした。事例検討では、ケースのアセスメントをし、支援団体、学校、市子育て支援課、児童相談所等の団体の持つ強みを生かしつつ、各団体がケースにどのように関わりを持ち、どうアプローチするか、また、どこにどのようにリファーすることが良いのかを話し合います。

事例検討には、支援相談団体職員、県若者支援課職員、SSW(スクールソーシャルワーカー)、児童相談所職員、子育て支援課職員、学校教員の延べ122人(3年間)の参加を得ました。

2 事例検討の手順

下図のように事例検討を進めていきます。



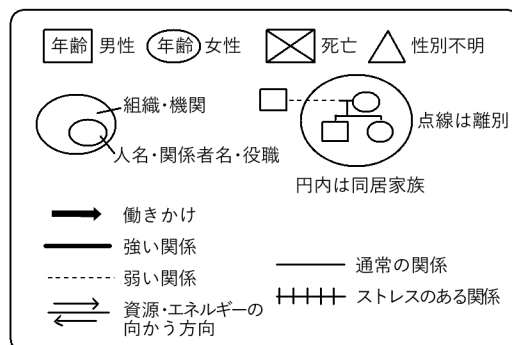
- ① インテークとは、事例を読み、関心を持ち、内容から発見することです。ここでは、エコマップの書き方を知らせます。
- ② アセスメントとは、事例から、情報を収集し、課題分析をし、支援の方法を考えることです。事例をエコマップで分かりやすくアセスメントします。
- ③ プランニングでは、自分の支援団体の強みを生かしつつ、他の支援団体とどのようにアプローチしていくのか、チームとしてどう関わりを持って行くのかを検討します。検討には、マインドマップを使って、みんなの考えを記し、意見の交流をします。(又、私たちの検討会では、グループごとのプランニングを発表し合い、お互いの良い所、疑問に思ったところの意見を出し合い、共有します)
- ④ インターベーションとは、それらのプランニングを元に実行していくことです。
- ⑤ モニタリングとは、インターベーション(実行)にうつした結果がどうであったか、それを受け止め、評価し再分析することです。こういった一連の手順で、事例検討を行います。

自然環境の様子を表すためにエコマップが使われています。そのエコマップをヒントにして、クライアントの周囲の環境を表すために使われています。

3 インテーク

(1) エコマップの作成

事例を読み、エコマップを作成し、アセスメントの一環とします。右図は、エコマップ作成するための記号で、この記号を使って、家族関係、周囲の人との関係を図示します。この図示によって、クライアント(相談者)の周囲の環境を分かりやすく表そうとします。



(2) 事例を読む

事例の書き記し方については、慶應義塾大学大学院MBAコースのケース検討を参考にして書き記しています。事例の提示は、事例がよく分かるように重要なことは逃さず、丁寧に記すようにしました。この事例を一人一人丁寧に読み込み、アセスメントします。

<事例の要旨>

- 家族・長男(リュウ/16才/中学校は不登校⇒通信制高校1年・ひきこもり/同居)
母(43才/パート勤務/同居) 祖母(72才/同居) 祖父(老人介護施設入所)

●引きこもりになった時期

長男リュウ(16才)は、小学校の時から、不登校気味。小学校の先生が迎えに来てくれてやっと登校していましたが、中学校は、一学期登校したのみでほとんど登校出来ませんでした。通信制高校に入学しましたが、入学式に行った後不登校でひきこもりが始まってしまいました。

小学生の時は、近所から母親が虐待しているのではないかと通報が入り、子育て支援課が相談にのっていました。現在は、リュウから、母親や祖母への家庭内暴力があります。

① 小学校4年生の時に不登校傾向になった

リュウが低学年の時、近所の人から、子育て支援課に母親から虐待を受けているのではないかと通報が入りました。通報の内容は、母親が酷い叱り方して、子どもが酷く泣いているので虐待が疑われるというものでした。すぐに子育て支援課が、家庭に入り相談を開始しました。母親からは、子育ての仕方が分からない、困っているということでしたが、母親に「こんなことを頑張ってね」と言ったり、「これはやめた方が良い」とか注意したりすると支援員さんとの連絡を途絶えさせてしまいました。学校の関係者が自宅に入ることもなかなか困難でした。

その頃、祖父が認知症になり老人介護施設に入所し、祖母も骨折で入院することが起こりました。3か月後、祖母が骨折入院から自宅に帰宅しました。

その同時期に母親は、仕事が変わりました。勤務地は自宅から1時間ぐらいかかり、毎日残業をして、夜の11時頃帰宅する生活になりました。リュウは、母親の帰りを待って、深夜1時ぐらいに寝ることが多くなり、朝起きることが出来ず、不登校気味になりました。虐待傾向ではあったが、その頃は母親が家にいるとべたべたと甘えることが多く、母親が叱ると自分の部屋に閉じこもるようになりました。母親は、何故学校に行かないのかとリュウを責め、ヒステリー気味に叱ることが多くなりました。また、どう育てたら良いのかと学校の先生に聞くことが多く、何かのきっかけで直ぐに登校出来るようになるかと考えていました。しかし、こうすれば良いと意見を言われると批判されたと感じ、心を閉ざして連絡が取れなくなってしまいました。

② 母親と祖母との関係

母親は、祖母の面倒を見るのが自分の役割だと思い込んで来ました。また、自分は、祖父母の自宅に住んでいるので、自分の兄に祖父母を任せることはしたくないと思っていました。祖父母の年金もあてにしている面も見受けられました。祖母は、母が子どもの頃、母に対して、ほめることはほとんどなく叱りつけて育てて来、こうあるべきという考え方も強く持っていました。又、良くないことを叱って躾けるという考えが強い人でもありました。

③ 母親の仕事

母親は、周囲の人や管理職との間で 問題が起こると仕事を代わることがありました。

現在の仕事は、自宅から遠くまで行っていますが、管理職から「残業をよくやって助かる」と言われ、「自分がいないと困るだろう」という気持ちから、残業の多い仕事を長く続けて来ました。仕事で認められることを望んでいるような面がありました。

④ リュウと母親

リュウが小学生の頃から、母親は、朝7時20分頃に出て行くので、その時間までに学校へ行く用意をしないといけないと考えていました。なので、母親はイライラして叱り飛ばすことが多くありました。お風呂に入らない、宿題をしていない、部屋の片づけをしないと、母親の思い通りにならないと怒鳴って叱りつけて来ました。叱られるとリュウは長く泣きます。それを聞いて、近所から虐待だと通報されるという繰り返しでした。

母親は、叱るのは当たり前で、虐待だと思っていないようなところがありました。しかし、リュウのことは大切に思っているようでしたが、どのように愛情をかけて良いのか分からないようにも見受けられました。大切にすることは甘やかすことだと考えていました。なので、お金を気にし

ながらも長期の海外旅行にも連れて行くこともありました。これだけやっているのだから、もっと頑張っただけ欲しいという言葉も聞かれました。

⑤ 中学校に入学して、不登校。家庭内暴力へ

リュウは、中学校に入学すると1学期は、何とか通うことが出来、部活は、バスケット部に入りました。定期テスト前になると教科のワークブックを提出しないとイケないのですが、なんとか遅れがちながらも提出しました。それで、1学期は行くことが出来ましたが、夏休みの部活はとて暑くて嫌だと感じていました。何故かという、夜、母親がもったいないと言うので、クーラーを切って寝るので暑くて眠れず、次の日の部活では、ふらふらになってしまうからでした。

小学校は休みがちだったので、中学校の勉強はほとんど分かりませんでした。1学期のワークブック提出は何とか切り抜けましたが、ワークブックをしないと中間テストや期末テストが受けられないような担任の言葉もあり、それは、辛いと感じることでした。

夏休みの宿題が全く出来ていない中で、9月が始まりました。先生から、夏休みの宿題の提出を求められるとうやむやな態度を取りつつ逃げてきましたが、次の日から学校へ行けなくなりました。学校の教師からは、怠けとかやる気ないとと言われていましたし、母親・祖母もそう思っていました。

母親から、夏休みの宿題をしろと矢のように言われました。また、部活の朝練や夕方の部活もやるべきだと言われて、とうとうエネルギーが切れた状態になり、1年2学期から完全不登校になってしまいました。学校に行くべきだと思うのですが、全く体が動かないし、夜眠れないという状態になりました。担任の先生は、毎朝迎えに来ますが、先生の顔を見ると苦しくなり、起きられなくなっていました。

そんな状態を見て、母親と祖母からは、「学校にいけ」「学校に行かないと社会に出られなくなる」「仕事も出来ない」「そんなことでどうする」と言われました。学校に行けない自分はダメだと思うようになり、そんな気持ちから逃げたいと思い、ゲームに没頭し、昼夜逆転の生活をするようになってしまいました。

中二になると そんなことを言われると部屋のものを壊すようになりました。壁、ドア、トイレのノブ、机、椅子等 多くのものが壊されるようになりました。なので、祖母は、何も言わなくなっていました。そして、とうとう食事も祖母や母親と一緒に取らなくなりました。

中3になると 母親は、学校へ行けとも言わなくなり、食事も部屋の前に運ぶようになりました。夜、部屋でゲームをし、昼夜逆転の生活が始まりました。

中学校を卒業し、通信制高校に入学しましたが、入学式だけ行き、後は、家でひきこもるようになりました。母親にも乱暴を働くようになりましたので、母親は、怖くて何も言えない状態になってしまいました。母親、祖母はどこに相談したらよいのかと悩んでいます。

⑥ リュウの父

リュウが4歳の時に両親が離婚しています。原因は分かりません。今は、全く音信不通で養育費ももらっていない状態です。

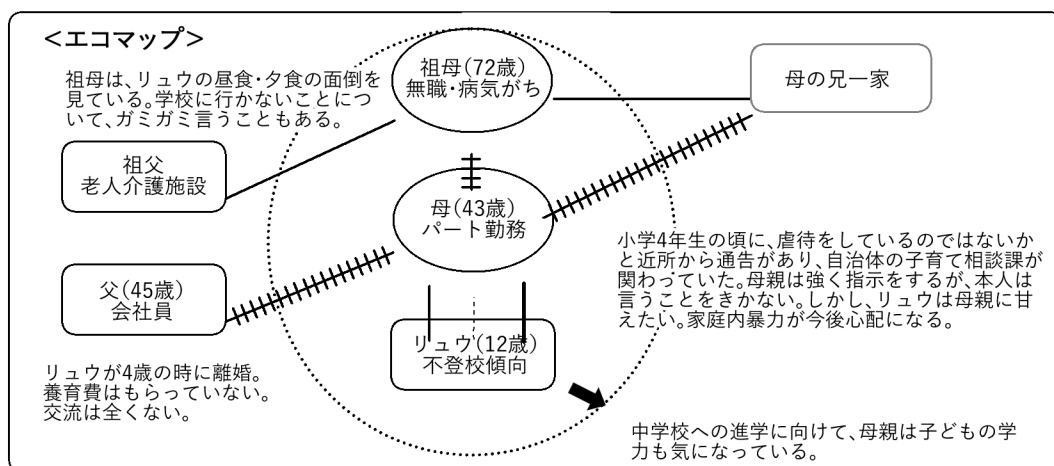
⑦ 母親とその兄

母親には、兄がいますが、仲が悪くほとんど連絡を取っていません。なので、祖父・祖母の世話は、母親ひとりですべきだと思っています。祖母は時々兄(長男)と電話連絡を取ることがありますが、母にはそのことを知らせることはありません。

4 アセスメントをする

報告者に質問して、各自エコマップを作成します。グループ全体で、エコマップを共有し、アセスメントをします。

- ① 家族関係の中に残されている資源はないのか探ってみることが大切です。
- ② 家族関係でうまく行かなくなっているところはどこなのか考えます。(家族感情の行き違いはどんなところか、思い込みでうまく行かなくなっているところはどこなのか等です。)
- ③ 母親が心を開くことが出来るのはどこなのか、支援できるのはどこなのか、考えることはとても大切です。



5 プランニングをする

<ワークショップ>

- ① 個人で、エコマップを使って、プランニングを作成します。
- ② 個人で考えたプランニングを共有し合い、グループで考えたプランニングを作成します。それぞれの支援団体の強みや良さを発揮できる、支援チーム作りについて話し合います。それには、まず、支援されるべきなのは家族なので、家族への支援の方法を参考に考えます。(I-2の図2-1・図2-2の生田提案によるプランニングを参考にします)
- ③ 各グループのプランニングを報告すし、お互いに意見を出し合い話し合います。
 - ・どの支援団体が、どのような強みを出してどう関われるか、誰がどうアプローチするか等です。
 - ・家族の中に残されている資源はどこか、どう生かせるのか等についての論議をします。
 - ・支援チーム作りを考えます。
- ④ グループのプランニングを評価し合い、別のグループの良い所の評価を大切にします。

6 この事例についての重要な点

- ① 家庭内暴力がおこっていることは、とても重要なことの一つです。家庭内暴力への対応方法は、「いかなる暴力も100%拒否すること」です。これが唯一の指針です。暴力を受けることを拒否するのであって、対峙して闘うことではありません。身体的な暴力は、『拒否して、受容しない』のです。
- ② 初期の暴力は、地雷を踏んでしまって、暴力が起こることが多いのです。どんな時に暴力が起こるのか、観察し、地雷を踏まないことが大切です。(例：家族が偉そうな態度をとる。家族が分かり切ったことを何度も言って疎ましい等があって暴力を振るうことが多いです。)
- ③ 長期化した暴力は、ごく些細なことから何のきっかけもなく、暴力が始まります。しかし、本当はきっかけはあるのですが、家族が気づきにくい程些細なため分かりにくいのです。暴力が始まるような状態になったらa,第三者が介入すること、b,司法・警察への通報すること(保護者が怪我をするような場合は、通報が必要)、c,避難すること等が必要になります。この中でも避難することは、とても多いのですが、様子をよく見てタイミングを誤らないことです。ただ逃げるのではなく、逃げるタイミング、逃げた後の連絡、家に戻るタイミングが重要です。なぜ避難するのかという怪我を負うことを防ぐ意味があります。しかし、保護者が避難すると『親から見捨てられた』という思いが沸き起こってきますので、その日のうちに戻るか、電話連絡をすると良いでしょう。本人は、暴力を振るったことに対して、後悔をしていますから、その後悔のあるうちに戻ると良いでしょう。
- ④ このケースは、本人よりも母親・祖母への支援が大切です。II-B-3で述べたように、家族関係の問題が起こっています。リュウの家庭内暴力の前に母親のリュウに対しての虐待が疑われていたのですから、母親に対しての支援が重要だということになります。そして、その母親を育てた祖母にも目を向け、子育て支援課等が、受容的な態度のある支援が必要だと考えられます。

- ⑤ リュウが進路について、ポジティブに考えられるように支援することが重要になります。「学校に行くべきだ」「どうして、怠けているのだ」「甘えないで、頑張ることが大事だ」といった頑張れメッセージをいつも受け取っていたリュウは、自己肯定感の低下が見受けられる。学習性無力感¹を持っていることも考えられます。なので、自分で考えて行動出来たら、ほめて達成感を与えてやりたいものです。その繰り返しの中で、自己肯定感が育つと思われます。ゆっくり、自分の考えが持てるように支援する必要があります。
- ⑥ 支援団体間の連絡がどう構築できるかが重要です。支援団体が、各々個々に支援をすると支援の輪が広がらないからです。支援団体の強みや良さを大事にして、支援団体連絡会を持ち支援することが大切です。

¹ M.セリグマンが1967年に発表した概念。何度も失敗したり、叱責されたりして、失敗体験が重なってくると自発的な言動が起こせなくなる現象である。「自分が何をしてもうまく行かない」という思い＝「無力感」が体験から学習されてしまうことである。

<参考文献>

斉藤環(2014)『「ひきこもり」救出マニュアル(実践編)』筑摩書房

III-4 事例研究 「NPO法人いまから」の実践に学ぶ

はじめに

子ども・若者支援の最前線では、どんな実践が行われているのでしょうか。2020年2月22日、豊橋市青少年センターにて、NPO法人いまから理事長の仲田尚弘理さんに、NPOが取り組んできた実践をお聴きしてきました。

1 「NPO法人いまから」の組織と活動の概要

「NPO法人いまから」(理事長；中田尚弘氏)は、2007年3月に設立、4月に法人格を取得し、豊橋市青少年センターに居場所・宿泊所を置く、青少年自立支援を目的とするNPO法人です。その目的は、「この法人は、子どもたち及び若者たち、障害をもつ若者本人及びその親たちに対して相談に関する事業を行い、これらの人たちの教育、自立、生活、就労の問題の改善や解決を図り、生活の安定や自立の向上及び就労の増進に寄与することを目的とする。」(定款)とされ、この目的を達成するため、次の事業を行っています。(NPO法人いまからのホームページおよび「平成30年度事業報告書」か

(1) 若者たちが就労できるように支援する事業；地域若者サポートステーション

	スタッフ	新規登録者	就職決定者
とよはし若者サポートステーション	6名(常勤4名,非常勤2名)	60名	23名
知立若者サポートステーション	4名(常勤3名,非常勤1名)	51名	15名

(2) グループホーム事業

	スタッフ	定員	備考
東脇グループホーム	12名 (常勤4名 非常勤8名)	17名	「家から離れて自立をして暮らしたけれど、一人暮らしはできない」15歳以上の若者および成人への支援
東橋良グループホーム			
サテライト		2名	「一人暮らし」への支援

(3) 学習支援事業(愛知県)教育委員会の事業)

愛知県「若者・外国人未来応援事業」豊橋地域における、高校中退者及び外国人の若者を対象に、高校卒業程度認定試験の勉強、専門学校、大学の入試対策の勉強、小学校・中学校の学び直しの勉強、日本語指導を、それぞれの人の希望に合わせて個別に指導しています。

スタッフ3名、利用者17名(2018年度)。

(4) フードバンク事業

NPO法人セカンドハーベスト名古屋と協力して、各企業で賞味期限の残りが少なく、まだ食られるのに捨ててしまっている食べ物を譲ってもらい、生活に困っている方々に無料で配っています。

(5) その他

児童養護施設から対処、または入所できない若者のための居場所づくり、学校教育に関わる問題を補助し支援する事業、不登校や引きこもりの居場所を作り、自立を支援する事業、子どものことで悩んでいる親たちの相談を受け、支援する事業、居場所を作り、家族関係の改善と若者たちの自立を支援する事業などに取り組んでいます。

2 仲田尚弘理事長に聞く、活動のあゆみ

仲田さんが大学を卒業して学習塾を経営しているときに、不登校の親の会に参加しました。不登校の子どもが学ぶ場がないということを知り、学校に戻れない子どものために学習塾の教室で昼

間の時間に教えてあげることになったのが、子ども支援に関わるきっかけでした。豊橋市、岡崎市、浜松市で週2回ずつ、勉強の指導と居場所づくりを行いました。

その後、1997年にフリースクール「アイチ・サドベリースクール」を開設し、昼間はフリースクール、夜間は塾という活動形態になりました。2年間は公的機関を借りて、その後5年間は喫茶店を借りてフリースクール、さらに2階が宿泊できる場に移って、仲田さんも一緒に住んでいました。参加者は15名くらいで、宿泊は3名くらいでした。最初は小学生の不登校が中心でしたが、次第に高校中退者に移っていきました。小中学生の不登校の子どもたちの中には学校に復帰する子もいました。高校中退者の中には大検(現在の高卒認定)に合格して大学へ進学した子もいます。

次のステップが必要だということで、関係する団体とともに、2006年からNPOの設立を準備し、2007年にNPO法人いまからを登記しました。翌2008年に豊橋市教育委員会青少年課から、青少年センターの宿泊棟を貸すから不登校の子ども、引きこもりの若者の面倒を見てくれないかという依頼がありました。不登校の子どもが増え、高校中退から引きこもる20代の若者支援が、豊橋市の課題となっていたのです。

2008年から、豊橋市青少年課との共同事業として豊橋市青少年センター宿泊棟を利用して、ニート・ひきこもりの若者を対象とした、宿泊をしながらの生活訓練事業が始まりました。2009年には豊橋市青少年課からの委託事業として、ふるさと雇用事業「若年不就労者就労支援」事業を受託して、食事提供だけでなく、スタッフの人件費、農業体験、車の費用などに充てることができるようになりました。参加者は、のべ200人くらい。まだ統計をとっていませんでしたが、4割は学校復帰または就労をして卒業していきました。しかし、青少年課の担当者が異動になり、2014年には青少年センターの宿泊棟が利用できなくなりました。

これと並行して、2009年からとよはし若者サポートステーションの運営が始まりました。しかし、サポステの就労支援だけでは就労支援にはなかなか結びつきません。宿泊棟での生活支援ができなくなったため、グループホームを考え出しました。2014年に、障害者総合支援法で定められている共同生活援助(グループホーム)を開設しました。アパートの空き部屋から始まり、3年たって一軒家を借り、一軒家は女性、アパートは男性、そして、一人暮らしに挑戦する若者のためにワンルームのアパート2部屋借りて、サテライトとしました。定員は19名で、現在は10代から40代までの利用者が入居しています。2018年には、知立若者サポートステーションも受託して、運営をしています。

3 仲田尚弘理事長に聞く、支援の組織と方法

(1) 支援体制

地域若者サポートステーションとグループホームの事業に23名のスタッフがいます。常勤11名、非常勤11名で、全体のコーディネートを仲田さんが担当しています。グループホームとサポステ。いまからスタッフには、支援を受けていた若者が、いまからに就労してサポステやグループホームのスタッフになっていることが特徴です。

(2) 支援方針の決定

サポステが相談窓口になっていますが、グループホームへの入居相談は、市の福祉課、児童相談所、養護施設、保健所などから来ることが多くなっています。

相談があった場合には、できるだけ本人から話を聴きます。このときに、①就労が課題になっているのか、②それ以前に課題があるのか、③家庭は居心地がいいか、という現状と、本人がどうしたいか、という希望については、詳しく聴くようにしています。それを踏まえて支援方針を決定します。

(3) 子どもの意思の尊重

不登校の場合、第一に、本人の気力、意思が重要です。勉強したい、学校に行きたいという意思がなければ、親や教員がどう思おうと、うまくいきません。本人がその気になるまで待つことが必要です。一方、本人が元気がなくなってしまう要因があるはずなので、その要因を解決・改善する必要があります。

(4) 親からの圧力

その要因の一つに、親子関係があることが多くで見られます。親からの圧力(期待、押しつけ、行動の管理など)があり、それに応えようと子どもはがんばりますが、応えきれないと元気がなくなってしまいます。こうしたとき、親は、自分の気持ちを優先させて、子どもの顔を見ていません。そして、子どもは自分の気持ちを表現できなくなってしまいます。

支援の方法としては、子どもの気持ちを親に伝えることが重要です。子どもの気持ちを代弁して、少しずつ、わかってもらえる機会を作ります。親が子どもの気持ちを理解しようとするれば、状況

は変わっていきます。親が子どものことを大切に思っていれば改善しますが、世間体に縛られたり自分の思い中心だったりすると、改善は難しくなります。このとき、必ず困った状況が表れてきます。暴れたり、自傷行動が表れたりして、子どもの状況が悪化します。子どもが自分の思い通りにならないということがわかってくると、やっと話を聞いてもらえるようになってきます。

頼るだけで自分で考えない親は、子どもを理解することが困難です。親のことばや行動が子どもへの圧力になっていることが、なかなか親はわかりません。圧力をかけない方法が考えられません。ない。そんなときには、日頃、どういうふうにも子どもに接しているか、具体例を聞きます。そして、子どもへの声のかけかた、対応の仕方を一緒に考えます。たとえば、子どもの部屋を勝手に掃除してしまうということがあれば、汚れていてもがまんして、掃除していいか聞くというように。そんな小さな変化でも、子どもからすると、親が変わったなと思います。親も、こうすると子どもの様子が違う、ということを感じます。そして、子どもの話が聴けるようになると、子どもも落ちついてきます。その子どもの様子を見て、自分たちのやり方がまちがっていたのではないかと親が考え始めるようになっていきます。

(5) 子どもの権利を基盤に

ときに、子どもは、他者への暴力や、自分を傷つけることで、ことばにできない思いを表現することがあります。生活習慣が崩れ、自堕落な生活になることもあります。「子どもを甘やかしてはいけない」という支援者・相談者も少なくないと思います。しかし、NPO法人いまからでは、「甘やかせ」「家の中を居心地良くしないといけない」と言っています。「家の中で居心地いいようにしたほうが、家から出て行くようになりますよ」と。

NPO法人いまからは、子どもの側に立ってアドバイスしています。フリースクールの10年間に、子どもたちから、自分たちがどう思っているのか、親をどう思っているか教えてもらったから、子どもの側に立つ視点ができました。子どもの権利を大切にすることで、子どもたちは変わっていきます。

(6) 「親切り（おやぎり）3年、自立8年」

不登校、高校中退は2～3年で解決します。でも、ひきこもりは最低3年はかかります。いやな思いをしてきた期間が長いので、少くくらい親が変化しても信じられません。ひきこもりで難しいのは、親子関係が破綻して、顔も合わせない、食事と一緒にとれないという場合です。こうした場合、親子分離が必要ですが、それができる施設は多くありません。自立できる空間をどう確保するかが重要です。家を出て行かないと、その子らしい生き方ができません。

自分の身のまわりの世話を自分ができること、それができると、何かやりたいということが出てきます。B型、A型、一般就労へと段階を踏んでいきます。身辺的自立の支援は、手を出さないことです。自分のことは自分でやる、助けてくれ、と言われたら助けます。あせるとパンクしてしまうので、ゆったりする時間が必要です。

親の圧力から自由になるのには3年くらいかかる、自立するには8年くらい必要という思いをこめて、NPO法人いまからでは、「親切り（おやぎり）3年、自立8年」と言っています。時間をかけることは悪いことではありません。

(7) 不登校もひきこもりも大切な経験

「もっとひきこもっていたかった」という子がいてもいい。ひきこもっていた時間や経験が、次のステップで生きてくることもあります。ひきこもることによって守ってきたもの、その間に育んできたもの、傷ついてきたからこそなんとかしたいという思いなど、生きるために必要な経験や蓄積がそこにあったことを「自分にとって必要だった」「今後に活かしたい」と再評価・再解釈することができるのではないのでしょうか。

NPO法人いまからのスタッフには、不登校やひきこもりを経験した若者がいます。自分たちで働ける場所を作ること、働きながらだんだんしっかりしていくこと、支援される側から支援する側にまわることで自分をふりかえることを大切にしています。もと経験者だからできない部分もあります。自分は今もうできてると思うと、ひきこもり経験者だったことを忘れて管理する立場、親の立場に立ってしまいます。支援することで、その子から学んで成長してほしいと考えています。働きながら育てる場所がもっと必要です。たとえば、就労を引き受けてもらっている職場にリサイクルショップがあります。リサイクルショップには、接客、運搬、商品の整理、倉庫の掃除などいろいろな仕事があります。そこで働く若者は、自分にはどういう仕事に向いているか、いろいろ試すことができます。そこで働き始めて、店長までなった子もいます。

おわりに

NPO法人いまからの子ども・若者支援実践から学ぶものは何でしょうか。例えば次のことはどうでしょうか。一緒に考えてみてください。

- ① 子ども・若者の主体性の尊重(意思の聴き取りと寄り添い)
- ② 子ども・若者の意思が育つまで待つ支援(回復力への信頼)
- ③ 子ども・若者の育ちを阻害する要因を排除する支援(回復のための環境整備)
- ④ 親・家庭による子ども・若者の権利侵害(救済と親子関係の改善)
- ⑤ 家族分離による自立促進の環境整備(身辺的自立)
- ⑥ 信頼できる大人を配置することによる自立促進の環境整備(社会関係の回復)
- ⑦ 支援される側から支援する側への転換(不登校・ひきこもり経験の省察と再解釈)
- ⑧ 子ども・若者の権利を基盤とした支援

<参考文献>

特定非営利活動法人・青少年自立支援助 NPO法人いまから

<http://toyosapo.jp/imakara/index.html>, <https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/023001041>

特定非営利活動法人いまから(2019)「平成30年度事業報告書」。

中田直助(2003)『子どもと心をつなぐための親日記』私家版。東海愛知新聞に連載。なお、中田直助は、仲田尚弘氏のペンネーム。

中田直助(2005)『子どもたちを知る教育日記』私家版。東海愛知新聞に2004年4月から6月まで連載。愛知県教育委員会生涯学習課(2018)「平成29年度 愛知県『若者・外国人未来応援事業』成果報告書」。

【子ども・若者支援専門養成ガイドブック－共通基礎－(サンプル版)】

<作成メンバー>

生田周二(奈良教育大学) : はじめに/Ⅰ-1/Ⅰ-2/Ⅰ-4/Ⅲ-2(分担)
津富宏(静岡県立大学) : Ⅰ-5/Ⅱ-B-2/Ⅲ-1
大村恵(愛知教育大学) : Ⅱ-2/Ⅱ-3/Ⅲ-4
櫻井恵子(奈良教育大学) : Ⅱ-B-1/Ⅱ-B-3/Ⅲ-2(分担)/Ⅲ-3
櫻井裕子(奈良教育大学) : Ⅰ-3/Ⅰ-B-1/Ⅱ-1

発行：奈良教育大学 次世代教員養成センター
子ども・若者支援専門職養成研究所(代表：生田周二)

〒630-8528 奈良県奈良市高畑町(番地なし)
奈良教育大学 子ども・若者支援専門職養成研究所